平成２６年（フ）第３８０号
兵庫県高砂市梅井２丁目７番49―202号
フォーレス・メゾン・コバタ、従前の住所兵庫県姫路市砥堀345番地１　小玉ハイツ３―Ｂ
債務者　オルガノ企画こと上田大祐こと　上田　大作
１　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３８１号
兵庫県高砂市梅井２丁目７番49―202号
フォーレス・メゾン・コバタ、従前の住所兵庫県姫路市砥堀345番地１　小玉ハイツ３―Ｂ
債務者　上田　美紀（旧姓田中）
１　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第８０４号
広島市南区南蟹屋１丁目７番18―404号
債務者　中上　律子（旧姓長船）
１　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９９号
北海道小樽市若竹町35番17号、前住所札幌市手稲区西宮の沢三条１丁目13番13―104号
債務者　早坂　麻位
１　決定年月日時　平成26年11月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第６３号
秋田県大館市早口字中仕田59番地、借入時住所秋田県大館市字三ノ丸80番地２
債務者　佐々木重吉
１　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第２２１号
山梨県甲府市国母５丁目５番５号
債務者　三村　神弥
１　決定年月日時　平成26年11月７日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２２２号
山梨県甲府市国母５丁目５番５号
債務者　三村　美佳
１　決定年月日時　平成26年11月７日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２７２号
山梨県笛吹市石和町小石和1825番地　グランドソレーユ101、前住所山梨県笛吹市石和町松本222番地10　石和駅前ハイネス102
債務者　藤巻　政昭
１　決定年月日時　平成26年11月７日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２９９号
愛知県安城市新明町６番地４　ＳＥＩＳＵＩ101、前住所愛知県安城市東新町４番地12
債務者　シジネイ　アラウジョこと　ＤＥ　ＡＲＡＵＪＯ　ＳＩＤＮＥＩ
１　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３００号
愛知県北名古屋市片場大石56番地　シャルムＡ棟101号、前住所愛知県安城市東新町４番地12
債務者　ＤＥ　ＡＲＡＵＪＯ　ＥＲＩＫＡ　ＭＩＤＯＲＩ　ＴＡＴＥＹＡＭＡ
１　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３４７号
愛知県豊田市平戸橋町永和27番地29
債務者　岩田アレックスこと　ＹＵＡＴＡ　ＡＬＥＸ　ＤＡＭＡＳ
１　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第８８号
宮崎県延岡市緑ケ丘４丁目16番４号、前住所宮崎県延岡市長浜町２丁目2019番地１―103
債務者　橋口　涼子（旧姓桑畑・森）
１　決定年月日時　平成26年11月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第８９号
宮崎県延岡市浜町595番地24　第３オリーブハイツＡ―201、前住所宮崎県延岡市平原町３丁目1463番地９
債務者　富山　建巳
１　決定年月日時　平成26年11月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第２８９号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目269番地２ラビットキャッスル303
債務者　安室　泰光
１　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２４７号
岐阜県羽島郡岐南町徳田４丁目３番地　ビバリーヒルズⅠ棟202号室
債務者　今尾　幸則
１　決定年月日時　平成26年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
岐阜地方裁判所